

議 事 要 旨 記 録 票

日 時	令和 6 年 1 1 月 8 日（金） 1 5 : 3 0 ~ : 1 7 : 0 0
場 所	日野市役所 4 階 庁議室
会議件名	令和 6 年度第 2 回日野市コンプライアンス委員会
主な議題	内部通報制度の運用状況について ほか
参 加 者	（委員）池田 美英、鎌田 郁人、古川 健太郎 （事務局）総務部長、政策法務担当参事 政策法務課：課長、主査
配布資料	（資料）日野市コンプライアンス委員会委員名簿
	（資料）日野市コンプライアンス委員会事務局名簿
	（資料 1）令和 5 年度の内部通報の運用状況について
	（資料）令和 5 年度内部通報第 1 号案件に係る調査結果報告書
	（資料 2-1）管理部門で把握したリスクの評価結果一覧(概要)(令和 5 年度)
	（資料 2-2）管理部門で把握したリスクの評価結果一覧(令和 5 年度)
結 果	☐ 了承(意見なし) ☒ 了承(意見あり) ☐ 要修正・再説明 ☐ 不承諾 ☐ 情報共有のみ
主な内容	司会進行：会長代理 ・個人情報等を含む具体的な事案内容が議題に係ることから、日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例施行規則第 11 条第 4 項の規定により、原則通り非公開とさせていただくことでよろしいか。 ➤ （全会）異議なし なお議事録については同規則第 11 条第 2 項の規定により公開する。 【各委員及び事務局職員の紹介】（資料 1、資料 2） 【会長の互選について】 ➤ 指名推薦により、会長を古川健太郎委員とし、会長不在時の職務代理者は鎌田郁人委員とした。 ～休憩～ 司会進行：会長

【内部通報制度の運用状況について】（資料 3、資料 4）

事務局より説明

- ・令和 5 年度の内部通報の運用状況について、通報件数は 1 件、通報として受理したもの 1 件、調査を行ったもの 1 件である。また、調査の結果、通報対象事実が確認されたものとなっている。

不利益取扱いの申出等はなし。

- ・勤務時間中の職員の離席について通報があり、関係職員へのヒアリングを中心とした調査により、通報対象事実ありと判断され、是正措置の勧告があったもの。
- ・是正措置については、すでに対応済み（処分は検討中）であり、今後公表を行う予定。

< 質疑・意見 >

- ・所属長不在の職場は他にもあるのか
→（事務局）今回の通報対象者の所属する部署以外でも、技術職の職場だと所属長が現場にいないことが多い。
- ・今回の対象部署関係以外で所属長不在となる職場はあるのか
→（事務局）出先部署だと課長自体がいない場合もあるが、その場合は係長職が統制している。
- ・今回の事案は他の職場では発生しそうにないか
→（事務局）今回の事案では通報対象者が管理する立場の職員。時間外勤務も頻繁に行っているような職場のため、勤務管理の意識が薄かったと思われる。他の部署でも事案が発生するかというより、個人の意識の問題か。
- ・喫煙するのに 1 日 1 回だけの離席で済むのか
→（事務局）あくまで通報対象者への聞き取りのみで確認できた事実。
- ・喫煙で離席することに関して決まりはあるのか
→（事務局）日野市としては、職務時間中に煙草を吸わないようにという決まりはある。ただ、今回の対象部署関係で徹底されているかは把握していない。
- ・懲戒処分その他、給与の返還等の求めも検討しているのか
→（事務局）現状未定。
- ・喫煙者からすると勤務時間中に煙草を吸わないことは耐えられるのか。耐えられないとしたら、この決まりは成り立たないのではないのか。
→（事務局）決まりができてから 2～3 年ほどたつが、勤務時間中に煙草

が吸えないことによる業務への支障等の話は上がっていない。

- ・資料を見るに、是正措置が課に対して行っているのか、個人に対して行っているのか明確でない。是正措置の対象はどちらか。

→（事務局）課及び個人が対象となっている。概要資料は、対象部署側から提出された資料（課及び個人に対しての措置を混ぜた書きぶり）を基に作成したもの。個人への措置が多かった。

- 他の職場に対して、事例の一つとして今回の事案を紹介・周知し、改めて勤務時間中の離席がいけないことであることの意識を持ってもらう必要がある。

【内部統制の取組（リスク事例）等について】（資料 5-1、5-2）

事務局より説明

- ・令和 5 年度に管理部門で把握したリスク事例のうち、重大な不備と評価したもの 3 件及び不備 2 件について、概要説明

< 質疑・意見 >

- ・対策日、報告日、評価日は何を指しているのか

→（事務局）対策日は、対策が完了した日。報告日は、各課長が内部統制推進委員会において事案を報告した日。評価日は、内部統制推進委員会が評価をした日。

- ・基準日時点での評価を行っている（基準日までに事案が是正された場合は、是正後の状況で評価をする）ものではないのか。

→（事務局）事案が発生した時点での評価。資料上に記載はないが、再発防止策後の結果報告も行われている。

- ・総務省のガイドラインと日野市の考え方は異なるのか。

→（事務局）恐らく総務省のガイドラインは、内部統制の考え方として、統制活動がなされてしっかり自浄作用が働いていることを重要視していると思われる。日野市の場合は、リスク案件を通して不祥事の芽を摘むことが目的であるから、リスク案件に注視することを重要視している。

- ・重大な不備とする基準は日野市独自で決めたと思われるが、どのように基準を決めたのか

→（事務局）当初は評価の基準がなく、監査委員から指摘されて、横浜市等の他自治体を参考に基準を作成したもの。

- ・契約の基礎知識がなかったことを要因としている事案があり、再発防止策

の一つとして全職員に向けて研修を行うとあるが、全職員に会計年度任用職員は含まれているのか

→（事務局）日野市としては会計年度任用職員に契約事務等を任せていない（支出負担行為を起案する権限を与えていない）ため、研修も行っていない。

・全職員への研修というと、PC等を使用して行うのか

→（事務局）効果的な研修方法については、内部統制推進委員会でも議論されているもの。毎回定例的に全職員に研修を行うのは難しい。昨年度は動画研修を行った。

若手職員を中心に座学での契約の基本知識の研修を行い、その後どの程度知識が定着しているかアンケートを実施する等の案が出ている。

・資料 5-2 項番 21 について、本来はいつまでに何をすべきだったのか、なぜしゅん工報告が遅れたのか

→（事務局）本来は、工期の 4/28 から 2 週間以内（5 月中旬ころまでに）しゅん工報告をすべきものだったが、業者から提出された納品書類に不備があり、訂正を依頼してそのまま放置してしまっていた。これにより、しゅん工検査が完了しないまま 12 月を迎えてしまったもの。

➤ 担当者以外の職員も案件の確認を行っていれば、遅れも数ヶ月で済んだと思われる。

→（事務局）原因分析の中で、管理職がどのように管理を行っていたかも課題として出てきたと認識している。

・再発防止策として「係長は進行管理を行う」とあるが、今まではできていなかったのか

→（事務局）できていなかったわけではない。本案件の工事は、台風を原因として行った突発的な河川の工事であり、前もって計画を立てられない性質のもの。人員不足が原因で起こったものと主管課からの意見もある。

・資料 5-2 項番 20 について、国と都の要綱の内容が異なっていたとのことだが、具体的には何が違っていたのか

→（事務局）居住関係の充実に資するものに対して補助金が出る仕組み。今回補助の対象としたのが、商店も住居も混在する共同ビルであった。住宅に関する補助条件が細かく、都の要綱では、分譲に対しての条件と賃貸に対しての条件が異なっていた。市が、賃貸についての条件を確認していなかったのが補助金返還の直接的な要因。

	分譲として購入したオーナーが賃貸として貸し出していたことから、賃貸としての基準を遵守されていないとして都から指摘されたもの。 ➤ 事前の注意喚起もないことから、都にも責任があるのではないかと。再発防止策に「都と連携を密にする」とあるが、注意事項がないか都に教えてもらう必要がある。 ➤ どの自治体でもそうだと思うが、契約についていくら研修を行っても、守れない人は守れないし、理解する気がない人は理解が進まない。結局はチェック機能があるかどうか。 ➤ 忙しさや担当変更時の引継ぎが不十分であることから、処理すべき案件を認識できていなかったといったミスがある中で、気付けていない案件があるかもしれないという問題意識が必要となってくる。 ➤ 問題となる案件が上がってきて、その問題を解決できているという点については、(内部統制事務が) コンプライアンスとして機能していると評価できるのではないかと。 【その他】 ・(事務局) 次回は概ね令和7年4月頃の開催を予定している。 ・(会長) 議事録の作成方法については、個人情報保護の観点等から、事案質疑等の要旨とさせていただくことでよろしいかと ➤ (全会) 異議なし
作成者	政策法務課 主任